

島根県警察情報ネットワーク（SPWAN）回線仕様書

1 事業概要

(1) 事業の目的

警察本部に設置した各種サーバシステムと警察署等の拠点に設置したパソコン等をネットワークで結び、高度化する警察活動を支援するため仮想化の技術を活用し、可用性と機密性に優れた島根県警察情報ネットワーク（以下「SPWAN」という。）を構築するもの。

(2) 事業の範囲

広域イーサ通信網を使用した SPWAN を構成する全ての機器及びサービスに適用する。（別紙 2 「島根県警察情報ネットワーク構成図」を参照のこと。）

(3) 契約期間

ア 導入期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

イ 回線利用期間

令和 8 年 3 月 1 日（日）から令和 14 年 2 月 29 日（日）まで

(4) 対象拠点

別紙 3 「島根県警察情報ネットワーク帯域一覧表」を参照のこと。

2 調達内容

(1) 広域イーサ通信回線

本仕様書に明記する要件を満たし、指定する帯域を保証する回線を、契約時初期費用（引込工事費用等を含む。）と月額費用が明確になるように提示すること。
なお、月額費用は定額制とし、通信データ量等により変動しないこと。

(2) 通信機器

広域イーサ通信回線のサービスに必要な通信機器の使用料金も月額費用に含めること。

3 契約条件

(1) 通信事業者

広域イーサ網区間において通信サービスを行う事業者であること。

(2) サービスの種類

安定した通信帯域の保証が可能で可用性に優れ、高レベルなセキュリティ技術を有したサービスが提供できること。

(3) データ通信方式

レイヤ 2 レベルサービスとし、島根県警察が専用回線相当と認める通信方式とする。

(4) 回線接続

各拠点に設置した回線終端装置を接続すること。

(5) 回線速度

別紙 3 「島根県警察情報ネットワーク帯域一覧表」のとおりとする。

(6) サービスレベル

島根県警が各拠点に設置するルータ機器において QoS(Quality of Service)を設定して通信を行えること。

(7) 透過性

TCP/IP のネットワークプロトコル、RIP、OSPF、BGP4等の各種ルーティングプロトコルや各種 VLAN プロトコルが透過できるシームレスなネットワークであること。

また、IPsec による暗号通信に対応でき、シームレスな VPN を構築運用することが可能であること。

(8) 閉域性

インターネット接続に使用する回線と、物理的に隔離されていること。

(9) 通信インターフェイス

各拠点の終端装置でのインターフェイスのコネクタ形状は、RJ45であること。

(10) サービス品質基準(SLA)

ア 回線稼働率が99.99%以上であり、回線終端装置までを適用対象とすること。

イ 網内遅延に対する SLA 基準について、島根県警察と協議の上、契約時に決定すること。

ウ 故障回復時間に対する SLA 基準について、島根県警察と協議の上、契約時に決定すること。

エ SLA 基準に該当する事例が発生した場合には、その内容を書面で報告するとともに、一定率の料金を返還すること。

(11) トラフィック管理

ネットワークの運用状況を把握するため、最低1ヶ月間の回線トラフィック量を、インターネットの Web サービス等により、随時確認できること。

なお、トラフィック量は、時間、日、月単位で集計ができること。

4 導入

(1) 回線敷設工事

ア 敷設場所

回線の引込みや構内配線を敷設する場合は、島根県警察が指定する場所に敷設することとし、ケーブル類はプロテクター等で保護すること。

イ 作業員名簿

工事に従事する人員の名簿を事前に提出すること。

名簿には、会社名、役職、氏名、生年月日、性別、住所を明記すること。

ウ 各拠点庁舎の事前調査

工事施工にあたっては、事前に現地調査を実施の上、島根県警察と協議し計画を決定、施工すること。

エ 付随工事の実施

回線の引込みに伴い、管路敷設等の工事が必要な場合は、受託者において行うこと。

オ 回線終端装置

回線終端装置は、島根県警察の指定する場所に設置すること。

(2) 開通と課金開始

令和7年12月から各拠点を順次開通させることとするが、課金開始は全拠点まとめて令和8年3月利用分からとすること。

(3) 導入時の体制および導入スケジュール

ア 導入時の体制

導入作業に係る人員体制資料を事前に作成し、導入作業の1ヶ月前に島根県警察の承認を得ること。

イ 導入スケジュール

事前に導入計画書を作成し、導入作業の1ヶ月前に島根県警察の承認を得ること。

5 保守条件

(1) 対象範囲

SPWANの広域イーサ通信網と回線終端装置までを保守の対象範囲とする。

(2) 障害復旧

データ通信が不能になった場合は、情報通信機器を保守する事業者と円滑にコミュニケーションをとり、迅速な復旧を図ること。

(3) 障害対応

障害の確認から受付、復旧までを請負うこととし、24時間365日対応を行うこと。

6 その他

(1) 守秘義務

受託者(本事業の契約者、保守員等)は、警察施設内で知り得た警察の業務上の秘密を第三者へ漏らしてはならない。その他、本事業の遂行上保秘を必要とする情報を第三者へ漏らしてはならない。

(2) 設備の扱い

回線の移転等に伴って不要になった設備については、島根県警察の要請に従い撤去すること。県警本部の許可無く移動、廃棄をしてはならない。

(3) 完成図書

警察関連施設に対して回線工事を行った際には必ず完成図書を作成し島根県警察に提出すること。

また、回線敷設、管路敷設等の工事図面も提出すること

(4) 暴力団排除措置

受注者は、島根県暴力団排除条例(平成22年島根県条例第49号)、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年6月30日島根県告示第454号)の内容及び趣旨を十分理解し、業務を行うものとする。

(5) セキュリティ対策

ア 本仕様書による作業等を行う事業者について、あらかじめ島根県警察に事業者名を記載した機器等リストを提出し、島根県警察がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、島根県警察と迅速かつ密接に連携し、サプライチェーン・リスクを払拭するための措置を行うこと。

イ 通信サービスを構成する要素(ソフトウェア、ハードウェア)に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。

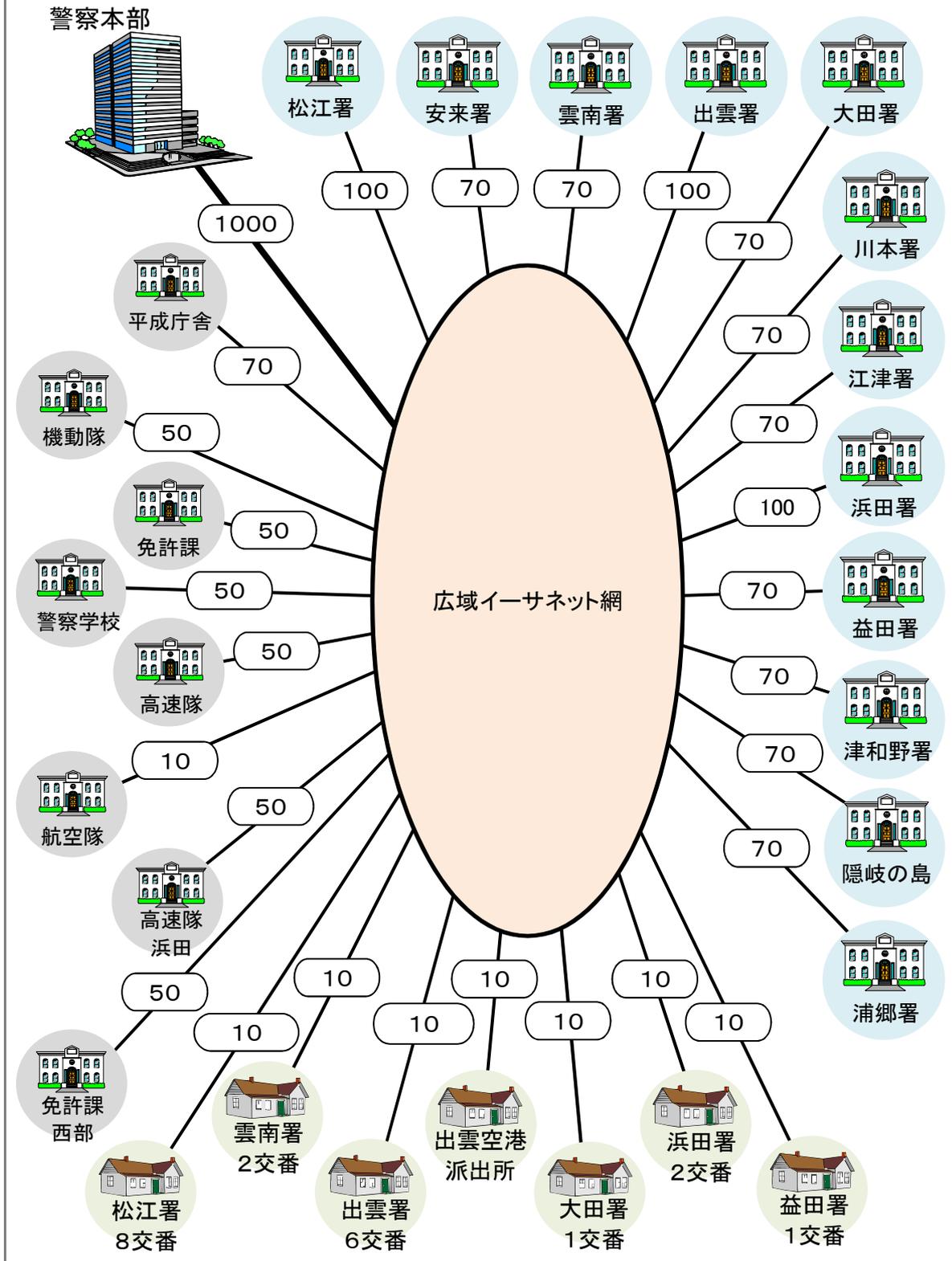
また、当該構成管理体制が書類等で確認できること。

ウ 受注者が通信サービスを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）として採用した機器等について、不正な変更が加えられていないことを検査する体制が受注者において確立していること。

また、当該検査体制が書類等で確認できること。

島根県警察情報ネットワーク構成図

施設名称	施設数	回線速度
警察本部	1	1000Mbps
警察分庁舎	8	10~70Mbps
警察署	12	70~100Mbps
交番	21	10Mbps



島根県警察情報ネットワーク帯域一覧表

No.	拠点名称	帯域(Mbps)
1	警察本部	1000
2	平成庁舎	70
3	機動隊	50
4	免許センター	50
5	高速隊 松江	50
6	警察学校	50
7	松江警察署	100
8	松江駅前交番	10
9	津田交番	10
10	古志原交番	10
11	乃木交番	10
12	内中原交番	10
13	比津交番	10
14	川津交番	10
15	東出雲交番	10
16	安来警察署	70
17	雲南警察署	70
18	三成広域交番	10
19	掛合広域交番	10
20	航空隊	10
21	出雲警察署	100
22	平田広域交番	10
23	大社広域交番	10
24	出雲駅前交番	10
25	かわと交番	10
26	斐川交番	10
27	出雲西交番	10
28	出雲空港派出所	10
29	大田警察署	70
30	温泉津広域交番	10
31	川本警察署	70
32	江津警察署	70
33	西部免許センター	50
34	高速隊 浜田	50
35	浜田警察署	100
36	浜田駅前交番	10
37	浜田西交番	10
38	益田警察署	70
39	益田駅前交番	10
40	津和野警察署	70
41	隠岐の島署	70
42	浦郷警察署	70